

川根本町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

川根本町教育委員会

1. 計画の趣旨と現状

(1) 計画の趣旨

本計画における「学校における働き方改革」は、単なる労働時間の短縮を目的とするものではない。川根本町が目指す教育を実現し、子供たち一人ひとりに向き合い、教育の質を向上させるために不可欠な「時間的余裕」を創出するためのものである。教育職員が心身ともに健康を保持し、その専門性を最大限に発揮できる環境を整えることは、最終的に子供たちのより良い学びと成長に直結するものであると定義し、本計画を推進する。

(2) 本町の現状と課題

本町における教育職員の在校等時間の現状を鑑みると、これまでの取り組みにより一定の改善は見られるものの、依然として月 45 時間を超える時間外在校等時間が発生している職員が存する。特に、管理職や特定の業務を担う職員への負担の偏りが顕著であり、持続可能な学校運営に向けた大きな課題となっている。こうした状況を抜本的に改善し、教育職員の健康を確保するとともに教育活動を充実させるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（改正給特法）」第 8 条に基づき、本計画を策定する。本町教育委員会は、組織的な業務量管理と健康確保措置を講じる責任を明確にし、町を挙げてこの課題に取り組むものである。

2. 目標

本計画の期間内に達成すべき数値目標を以下のとおり設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・各教育職員の月当たりの時間外在校等時間を 45 時間以内とする割合を 100%とする。
- ・年間の時間外在校等時間を 360 時間以内とする。
- ・令和 10 年度までに、教育職員 1 箇月当たりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする。

(2) 健康確保に関する目標

- ・ストレスチェックの実施率を 100%にする。
- ・教育職員が、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる割合を 100%にする。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和10年度までの3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

静岡県版「学校と教師の業務の3分類」に基づき、教育委員会、学校、及び首長部局が連携し、以下の措置を重点的に実施する。

(1) 学校以外が担うべき業務 (Category A)

教育職員が本来担うべき業務以外の負担を解消するため、行政機関の責任において業務の移管や外部委託を推進する。

- ・登下校時の見守り▶ 通学路における見守り、声かけ、点検については、地域ボランティアや行政職員等への協力を依頼し、学校の負担軽減を図る。
- ・放課後・夜間の見回り▶ 放課後から夜間にかけての校外巡回や、児童生徒が補導された際の引取り対応については、警察署や保護者との連携を強化する。特に、補導対応については保護者が第一義的な責任を負うことの認識を周知する。
- ・学校徴収金の公会計化▶ 学校給食費等の学校徴収金については、首長部局と連携して歳入歳出予算への組み入れを行い、行政職員による管理（公会計化）を完遂させることで、教育職員が直接関与しない体制を構築する。
- ・過剰な苦情への対応▶ 学校のみでは対応が困難な過剰な苦情や不当な要求に対しては、教育委員会事務局が主導して対応する。必要に応じて弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、学校現場が孤立しないよう行政側が責任を持って対応する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務 (Category B)

事務職員や専門スタッフとの役割分担を最適化し、チーム学校としての運営を強化する。

- ・調査、統計回答▶ 各種調査・統計への回答事務については、事務職員および SSS（スクール・サポート・スタッフ）が主体となって実施する体制を確立し、教育職員の事務負担を削減する。
- ・ICT 管理▶ ICT 機器やネットワーク設備の保守・管理については、教育委員会による外部委託を積極的に活用し、専門性を要する業務の切り離しを推進する。
- ・部活動▶ 部活動指導員の配置を大幅に拡充し、段階的な地域展開・地域連携を推進する。これにより、教育職員の休日及び平日の業務負担を軽減し、活

動時間の適正化を図る。

- ・地域連携調整▶地域学校協働活動推進員や学校運営協議会コーディネーターとの連携を深め、外部団体との連絡調整業務をこれらの人材に委ねることで、学校の窓口業務を効率化する。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 (Category C)

教師が担うべき専門的な業務を支援し、本来の教育活動に専念できる環境を作る。

- ・授業準備、成績処理▶教材の印刷、配布準備、採点補助等の業務にSSSを積極的に配置・活用する。また、校務DXの推進により、自動採点技術等のデジタルツールを導入し、事務処理時間を大幅に削減する。
- ・学校行事の準備▶学校行事の運営において、日程調整や物品調達などの事務的業務を事務職員や支援スタッフと協働で行う。必要に応じて設営等の業務を外部委託することを検討する。
- ・支援が必要な児童生徒への対応▶複雑な課題を抱える事例については、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門スタッフとの会議参加を促し、組織的な支援体制を構築することで、個々の教育職員の心理的・時間的負担を軽減する。

5. 学校における具体的な勤務環境の整備

教育職員の健康を確保し、適切な業務管理を行うためのインフラ・制度整備を加速させる。

◆留守番電話・録音機能の設置

勤務時間外の電話対応を制限するため、全小中学校において留守番電話および録音機能の運用を徹底し、勤務時間外の即時対応を原則廃止する。

◆勤務間インターバルの確保

終業から翌日の始業までに11時間を目安とした休息時間を確保することを基本指針とする。教育委員会は各校の実施状況をモニタリングし、管理職への意識啓発およびマネジメント支援を行う。

◆定時退校日・一斉閉校期間の設定：月数回の定時退校日を確実に実施するとともに、夏季・冬季等の長期休業期間中に学校を一斉に閉校する期間を設け、確実な休息を促す。

6. フォローアップと評価

本計画の実効性を確保し、PDCA サイクルを回すための仕組みを構築する。

◆公表と報告

各学校の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、川根本町ホームページで公表する。また、教育委員会定例会および総合教育会議において進捗を報告し、透明性を確保する。

◆個別指導・支援

長時間労働が解消されない学校や、改善が困難な課題を抱える学校に対しては、教育委員会が個別の聞き取りや実態調査を行い、人員配置の検討を含む具体的な指導・支援を速やかに実施する。

◆周知と理解の促進

計画の内容や「業務の3分類」について、保護者や地域住民に対し、広報誌や学校運営協議会を通じて積極的に発信する。教育委員会、首長、地域代表者が合同でメッセージを発信し、町全体で「学校の働き方改革」を推進する機運を高める。